

豊丘村 障害者計画

第6期 障害福祉計画

第2期 障害児福祉計画

【令和3（2021）年度 ～ 令和5（2023）年度】

（案）

“共に生きる”福祉のむらづくりをめざして!!

令和3年（2021年）〇月

豊丘村

【 目 次 】

第 1 章 計画の策定にあたって

1	計画策定の背景と趣旨	2
2	計画の位置づけ	3
3	計画の期間	4
4	計画の対象	5
5	「障がい者」・「障がい児」の表記について	5

第 2 章 豊丘村障害者計画

1	計画の基本理念	8
2	計画の基本目標	9
3	障がい者施策の体系	10
4	具体的施策	11

第 3 章 第 6 期 豊丘村障害福祉計画 ・ 第 2 期 豊丘村障害児福祉計画

1	計画の趣旨	16
2	計画の性格	16
3	豊丘村障害者計画との関係	17
4	計画の理念	18
5	自立支援システムの全体像	19
6	障がい児を対象としたサービス	22
7	令和 5 年度の成果目標	22
8	障害福祉サービスの見込み量と見込み量確保のための方策	24
9	地域生活支援事業	33

資料編

資料 1	障がい者の状況	36
資料 2	第 6 期 飯伊圏域障害福祉計画 ・ 第 2 期 障害児福祉計画	39
資料 3	豊丘村障害者計画等策定委員会委員	41

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

令和元年度の障害者白書によると、わが国の身体障がい者（身体障がい児を含む。以下同じ。）は約 436 万人、知的障がい者（知的障がい児を含む。以下同じ。）は約 108 万 2 千人、精神障がい者は約 419 万 3 千人であり、これを人口千人当たりの人数で見ると、身体障がい者は 34 人、知的障がい者は 9 人、精神障がい者は 33 人となります。複数の障がいを併せ持つ者もいるため、単純な合計にはならないものの、国民のおよそ 7.6%が何らかの障がいを有していることとなります。国は、平成 25 年に「障害者総合支援法」を制定し障がいのある人が住み慣れた地域で生活するための支援を推進してきました。

平成 28 年には、「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 65 号）」が公布され、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うことが求められています。

また、平成 26 年 1 月に障害者権利条約を批准したことを受けて、平成 28 年 4 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法、平成 25 年法律第 65 号）」が施行されるなど、障がい者の権利擁護等を目的とする一連の法律が整備されているところです。

豊丘村では、平成 10 年 7 月に「“共に生きる”福祉のむらづくりをめざして!!」を基本理念とした「豊丘村障害者計画」を策定し、障害者を取り巻く環境や制度の変化に対応しながら、障害者施策を総合的・計画的に推進し、障害者福祉の向上を目指してきました。

「豊丘村障害者計画」及び「第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画」が令和 2 年度をもって計画期間の最終年度となるため、国や県の指針等を踏まえ、地域共生社会の実現を目指して、新たに「豊丘村障害者計画」及び「第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画」を一体的な計画として策定します。

【障害者総合支援法】

障がいの有無にかかわらず、共に住み慣れた地域で暮らすことができる社会（共生社会）を実現するためにつくられた法律で、日常生活や社会生活の支援を目的として、各種サービス等を定めています。

【障害者差別解消法】

障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認めあいながら、共に生きる社会をつくることを目指して作られた法律で、正当な理由のない障がいを理由とした差別の禁止と、合理的配慮の提供を求めています。

2 計画の位置づけ

障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の位置づけは、それぞれ次のとおりです。

障害者計画	
根拠法	障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項
性格	市町村における障がい者の状況等を踏まえた障がい者のための施策に関する基本的な計画
計画期間	令和3年度～令和5年度

障害福祉計画	
根拠法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項
性格	厚生労働大臣が定める基本指針に即した、障害福祉サービスの提供体制の確保、法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画
計画期間	令和3年度～令和5年度

障害児福祉計画	
根拠法	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項
性格	厚生労働大臣が定める基本指針に即した、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保並びに円滑な実施に関する計画
計画期間	令和3年度～令和5年度

3 計画の期間

障害者計画は、障害者基本法に基づき、豊丘村の障害福祉施策について、総合的な視点に基づき推進するものであり、令和3年度から令和5年度までの3年間で期間として策定します。

障害福祉計画は、障害者総合支援法に基づき、平成18年度から1期を3年間で策定しているもので、今回は、令和3年度から令和5年度までの3年間で第6期として策定します。

障害児福祉計画は、児童福祉法に基づき、令和3年度から令和5年度までの3年間で第2期として策定します。

《 計画の期間 》

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
障害者計画	障害者計画		(見直し)	【当期】 障害者計画		(見直し)	障害者計画		(見直し)	障害者計画		
障害福祉計画 障害児福祉計画	第5期 障害福祉計画 第1期 障害児福祉計画		(見直し)	【当期】 第6期 障害福祉計画 第2期 障害児福祉計画		(見直し)	第7期 障害福祉計画 第3期 障害児福祉計画		(見直し)	第8期 障害福祉計画 第4期 障害児福祉計画		

なお、豊丘村ではこれまで各法律に基づき、次のとおり各計画を策定してきました。

障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
平成10年度～平成14年度		
平成15年度～平成19年度	第1期	
平成20年度～平成24年度	平成18年度～平成20年度	
	第2期 平成21年度～平成23年度	
	第3期 平成24年度～平成26年度	
平成25年度～令和2年度	第4期 平成27年度～平成29年度	
	第5期 平成30年度～令和2年度	第1期 平成30年度～令和2年度

4 計画の対象

本計画において対象となる障がいのある人とは、障害者基本法第2条に規定されている「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」です。

そのため、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者に限らず、難病患者や療育の必要な児童等、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を対象とします。

また、計画の推進にあたっては、障がいの有無にかかわらず、全村民が連携、協働するものとしします。

5 「障がい者」・「障がい児」の表記について

豊丘村では、「障害者」を「障がい者」、「障害児」を「障がい児」と表記しています。ただし、次の用語、名称等については「障害者」、「障害児」と表記しています。

- (1) 法令等で定められている用語、名称等
- (2) 固有名詞

第 2 章

豊丘村障害者計画

1 計画の基本理念

障害者基本法では、その基本理念として「個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する」こと、「社会を構成する一員として社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる」こと、「障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」ことが明確に規定されています。

この計画では、障害者基本法に示された理念を踏まえ、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念に基づいて計画を推進します。障がいのある人もない人も、ともに豊かで生きがいのある人生を送るために、一人ひとりの人間として、尊重し合い、助け合い、みんなが自立した日々の生活を送れるような社会（＝共生社会）の実現を目指し、地域や関係団体・機関などが一体となって取り組みます。

これらの理念を踏まえ、これまでの豊丘村障害者計画において掲げてきた『“共に生きる”福祉のむらづくりをめざして』という基本理念を継承し、障害者施策のさらなる推進を目指します。

【ノーマライゼーション】

障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそノーマルであるという考えです。

そのような社会を達成する過程を含むものとして、障害者福祉の基本的理念となっています。

【バリアフリー】

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味です。

もともとは建築用語として登場しましたが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられています。

2 計画の基本目標

基本目標1 本人を中心とした一貫した支援体制の整備

乳幼児期、学齢期、成年期、高齢期といった人生の各段階における生活習慣や環境変化に応じて、障がい者等本人が地域で望む生活をするうえで必要とする支援が途切れることがないよう切れ目のないサービス体系と、その時々に関わりを持つ機関との連携を強化するとともに、分かりやすく理解しやすい相談支援体制を整えていきます。

基本目標2 自立に向けたチャレンジの支援

障がい者等本人が望む生活スタイルを実現するため、働くことや、長期の入所・入院から地域生活への移行に伴う環境変化について、不安を軽減し、挑戦しやすくするための支援策を講じていきます。

基本目標3 安心して生活できる環境の整備

障がい者等が住み慣れた地域で安心して生活を続けていけるよう、居住の場、日中活動の場の確保に向けて取り組みます。また、障がい者等が不当な処遇を受けることのないよう権利擁護の体制を整えるとともに、障がいへの理解が深まる啓発に取り組んでいきます。

3 障がい者施策の体系

基本理念	基本目標	施策の方針	具体的施策
“共に生きる” 福祉のむらづくりをめざして!!	本人を中心とした一貫した支援体制の整備	多種多様な機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援体制の強化及び関係機関との連携の強化
		保健・医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいの早期発見等の取組み ・障害者総合支援法等の適切な実施
		療育・教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・療育支援体制の充実 ・教育支援体制の充実
	自立に向けたチャレンジの支援	雇用・就労支援	<ul style="list-style-type: none"> ・就労支援体制の構築 ・障害者優先調達等の推進
		地域生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活への移行支援体制の構築 ・外出や移動等の支援の充実
	安心して生活できる環境の整備	生活しやすい環境	<ul style="list-style-type: none"> ・心のバリアフリーの推進 ・バリアフリーの推進 ・交流の場の整備 ・意思疎通支援の充実
		権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者差別の解消 ・成年後見制度等の利用促進 ・障がい者虐待の防止 ・権利擁護に関する会議の設置
		安全・安心な環境	<ul style="list-style-type: none"> ・防災対策等の推進 ・福祉避難所の充実 ・地域における支え合いの推進

4 具体的施策

基本目標 1 本人を中心とした一貫した支援体制の整備

① 多種多様な機関との連携

【施策の内容】

- 相談支援体制の強化及び関係機関との連携の強化

多種多様な福祉課題に関する相談を関係機関で情報共有し、さらなる支援体制の拡充と連携強化に努めます。また、障害分野に特化した「飯伊圏域障がい者総合支援センター」の相談支援体制の強化及び連携に努めます。

南信州広域連合地域自立支援協議会を中心に、関係機関の連携強化、人材確保・定着が図られるよう取組みを推進します。

② 保健・医療の充実

【施策の内容】

- 障がいの早期発見等の取組み

医療機関や教育・保育機関、子育て支援機関等、様々な関係機関との連携を強化し、障がいの早期発見と早期療育の取組みを推進します。

- 障害者総合支援法等の適切な実施

障害者総合支援法等に基づく自立支援医療費や補装具費の助成等、障がい者の健康維持や生活支援のため、保健・医療制度の適切な実施に取り組みます。

③ 療育・教育の推進

【施策の内容】

- 療育支援体制の充実

障がいのある子どもが社会的に自立できるよう、「巡回療育支援」や、「保育所等訪問支援」等の支援体制の充実を図ります。

- 教育支援体制の充実

障がいのある人・ない人に関わらず、一人ひとりの教育的ニーズを理解し、本人の意思を尊重しながら、関係機関が連携できるような教育支援環境を整えます。また、子どもの進路選択を支援できる体制を構築します。

基本目標 2 自立に向けたチャレンジの支援

① 雇用・就労支援

【施策の内容】

- 就労支援体制の構築

「飯伊圏域障がい者総合支援センター」及び「まいさぼ飯田」等の関係機関と連携・協力し、障がい者雇用の促進を図ります。また、障害者就労支援事業所等と連携・協力し、役場での業務を体験できる形態の創出に努めます。

- 障害者優先調達の推進

障害者就労支援事業所等に対して、物品の調達や役務の提供を優先的に発注するよう努めます。

② 地域生活支援

【施策の内容】

- 地域生活への移行支援体制の構築

障がい者が施設入所や入院から地域生活へ移行するにあたり、安心して地域で生活できるようサポートできる体制を構築します。また、地域生活の定着に向けた各種サービスの充実を図ります。

- 外出や移動等の支援の充実

障がいのある人の社会参加や余暇活動を促進させるために、移動支援事業及び助成事業の周知を図り、サービス等の利用を促進します。

基本目標 3 安心して生活できる環境の整備

① 生活しやすい環境

【施策の内容】

● 心のバリアフリーの推進

障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、お互いがお互いを尊重しあい、差別や偏見のない地域で暮らすことができるよう、心のバリアフリーの実現に向け、啓発活動を推進します。

また、豊丘村教育委員会、豊丘村社会福祉協議会等の関係機関と連携し、子どもから大人までを対象とした、人権や福祉の教育に取り組んでいきます。

● バリアフリーの推進

公共施設等が誰もが利用しやすいように、施設のバリアフリー化を推進します。また、視覚障がい者等に対する点字や声の広報等をはじめ、誰もがわかりやすい情報の提供に努めます。

● 交流の場の整備

障がいのある人もない人も、地域で交流できる場（「道の駅 南信州とよおかマルシェ」等の村公共施設で自主製品等の販売を行うスペース）を提供します。また、障がい者が地域のイベントに参加しやすいような環境を整えます。

● 意思疎通支援の充実

手話通訳者等（手話通訳士、手話通訳者）や要約筆記者等（要約筆記者、要約筆記奉仕員）の派遣事業の充実に努めます。

② 権利擁護

【施策の内容】

● 障がい者差別の解消

障がいを理由とした差別を無くすため、広報やホームページ等で、障がいへの理解を深める周知・啓発を実施します。

● 成年後見制度等の利用促進

物事を判断する能力が十分でない人が、安心して生活できるよういいだ成年後見支援センターと連携し、成年後見制度の利用促進を行います。また、判断能力が低下した人が、安心して生活できるよう豊丘村社会福祉協議会が実施する日常生活支援事業の利用促進にも取り組みます。

● 障がい者虐待の防止

虐待の通報に対し、関係機関と連携して対応します。また、一時的に避難できる場の確保に努めます。

● 権利擁護に関する会議の設置

南信州広域連合地域自立支援協議会を中心として権利擁護に関する会議を開催し、障がい者差別、成年後見制度、障がい者虐待等の案件に対し、関係機関の連携が円滑に行えるよう支援体制の構築に努めます。

③ 安全・安心な環境

【施策の内容】

● 防災対策等の推進

地域、関係機関が連携し、災害発生時の避難行動要支援者の把握に努め、支援体制の整備を行います。

● 福祉避難所の充実

障がい者にも配慮した避難所の環境整備を図るとともに、避難所運営マニュアルの整備に努めます。

● 地域における支え合いの推進

障がい者をはじめ、配慮が必要な人が周囲に理解や支援を求める「ヘルプカード」の普及や、地域で見守る「見守りネットワーク」の推進等、地域で支え合う環境づくりを進めます。

第 3 章

第 6 期 豊丘村障害福祉計画

第 2 期 豊丘村障害児福祉計画

1 計画の趣旨

豊丘村では、従前より障害者計画を策定し、障がいのある人がライフステージにおいて必要とする障害福祉サービスを計画的に利用できる体制整備をしながら、安心して地域で自立した生活ができる地域の実現に向けた村づくりへの取り組みを推進してきました。

障害者総合支援法では、障害福祉サービス等の提供の確保を図るため、数値目標やサービスの見込量などを定める「障害福祉計画」を策定することとされており、豊丘村では平成 18 年度から令和 2 年度までに 3 年ごとに「障害福祉計画」を策定し計画の推進に努めてまいりました。また、南信州広域連合において平成 19 年に自立支援協議会を立ち上げ、様々な課題に対して広域的に協議調整等を行ってきました。

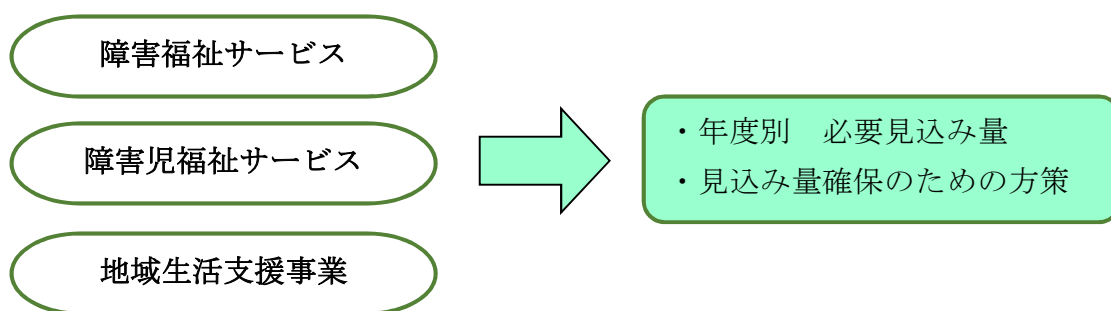
このたび、第 5 期の計画期間が終了するため、国・県の動向やこれまでの計画の実績、サービス利用の状況等を踏まえ、障がい者施策の充実に向け、「第 6 期障害福祉計画」及び「第 2 期障害児福祉計画」（令和 3 年度～令和 5 年度）を一体的に策定します。

2 計画の性格

この計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、国の基本指針に沿って、各種障害福祉サービス・相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の必要な見込み量やその見込み量の確保のための方策に関する実施計画を定めるものです。

【主に定める事項】

- 各年度における障害福祉サービス及び障害児通所支援の種類ごとの必要量の見込
- 障害福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要な見込み量の確保のための方策
- 障害児通所支援・障がい児相談支援の種類ごとの必要な見込み量の確保のための方策
- 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関すること



3 豊丘村障害者計画との関係

市町村障害者計画は、「障害者基本法」に基づき策定を義務付けられた法定計画であり、中長期的な見通しに立った障がい者のための施策に関する基本的な計画となります。

一方、障害福祉計画及び障害児福祉計画は、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」に基づき、障害福祉サービス、相談支援、及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援、障害児相談支援の提供体制の確保等に関する内容を盛り込んだ計画です。

このように、障害児者福祉を目的とした計画は3種類ありますが、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」は「障害者計画」の中の『生活支援』に向けた障害福祉サービスに関する実施計画として位置付けられるものです。

【 「障害者計画」と「障害福祉計画・障害児福祉計画」の関係 】

障害者計画

- (ア) 障害者基本法（第11条第3項）に基づく、障がいのある方のための施策に関する基本的な事項を定める基本計画
- (イ) 計画期間：中長期（豊丘村は3年）
- (ウ) 住民にもっとも身近な行政主体である市町村が、基本的な施策として推進すべき課題を具体的に示した計画

障害福祉計画

- 障害者総合支援法（第88条第1項）に基づく、障害福祉サービス等の確保に関する実施計画
- 計画期間：3年を1期とする
※第6期計画は、令和3年度から令和5年度までを計画期間として策定
- 各年度における障害福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要量の見込み、及び確保の方策、地域生活支援事業の実施に関する事項等を定める計画

障害児福祉計画

- 児童福祉法（第33条の20第1項）に基づく、障害児通所支援及び障害児相談支援等の確保に関する実施計画
- 計画期間：3年を1期とする
※第2期計画は、令和3年度から令和5年度までを計画期間として策定
- 各年度における障害児通所支援・障害児相談支援の種類ごとの必要量の見込み、及び確保の方策に関する事項等を定める計画

4 計画の理念

計画の策定に当たり、障がいのある方の自立と社会参加を基本とする「障害者基本法」の理念をふまえつつ、次に掲げる点に配慮しました。

(1) 個人としての尊重と意思決定の支援による共生社会の実現

豊丘村において、障がいのある人の日常生活または社会生活を支援するために必要な障害福祉サービス等を提供するにあたっては、個人として尊重し、意思決定の支援に配慮することで、障がいのある人が自らの生き方を主体的に決定し、地域の人とともにいきいきと暮らすことができる社会の実現を目指します。

(2) 地域生活を支える障害福祉サービス等の提供体制の整備

福祉施設や病院から地域生活への移行を促進し、障がいのある人が地域において安心した生活を継続することや経済的自立を実現するため、生活支援や就労支援などを行う事業所や関係機関の連携による支援体制の構築を目指すとともに、地域生活において障がいのある人が必要とする障害福祉サービス等の提供体制の整備を図ります。

(3) 障がい児の健やかな成長のための支援体制の整備

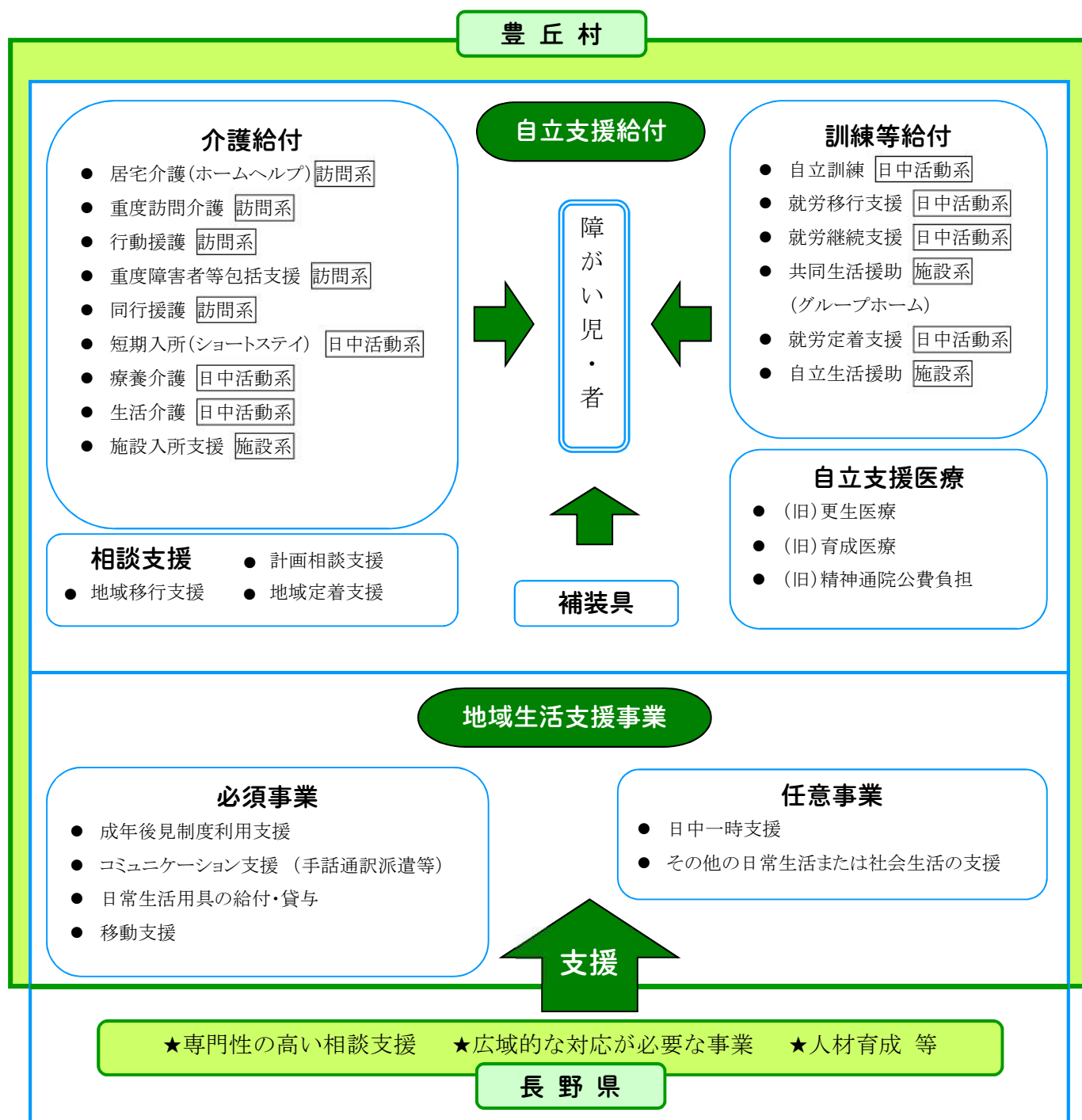
障がい児の健やかな成長を支援するため、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関の連携を図り、乳幼児期から学校卒業まで切れ目のない一貫した効果的な支援体制の構築を目指すとともに、特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の充実を図ります。

5 自立支援システムの全体像

障害者総合支援法の施行により、障がい種別にかかわらず障がい者の自立支援を目的とした共通の福祉サービスに再編され、障がい者の福祉サービスは一元化されました。

国や都道府県の義務的経費がともなう個別給付としての「自立支援給付」と、地域での生活を支えるために、国や都道府県の財政援助のもと地域の実情に応じて実施される「地域生活支援事業」に分かれています。

【自立支援システムの全体像】



※訪問系：訪問系サービス、日中活動系：日中活動系サービス、施設系：施設系サービス

(1) 自立支援給付

自立支援給付は大きく①介護給付、②訓練等給付、③自立支援医療、④補装具の4つに分かれます。

低所得（市町村民税非課税）の障がい者については、福祉サービス及び補装具に係る利用者負担は無料化されています。

介護給付と訓練等給付

障がい程度が一定以上の人に生活上または療養上の必要な介護を給付する『介護給付』と身体的または社会的リハビリテーションや就労につながる支援を行う『訓練等給付』サービスの2種類の体系に分かれています。

- 『介護給付』 居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援、同行援護、短期入所（ショートステイ）、療養介護、生活介護、施設入所支援
- 『訓練等給付』 自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助（グループホーム）、就労定着支援、自立生活援助

自立支援医療

心身の障がいを除去・軽減するための医療について、自己負担額を軽減する公費負担医療制度であり、更生医療、育成医療、精神通院医療公費負担に分かれています。

補装具

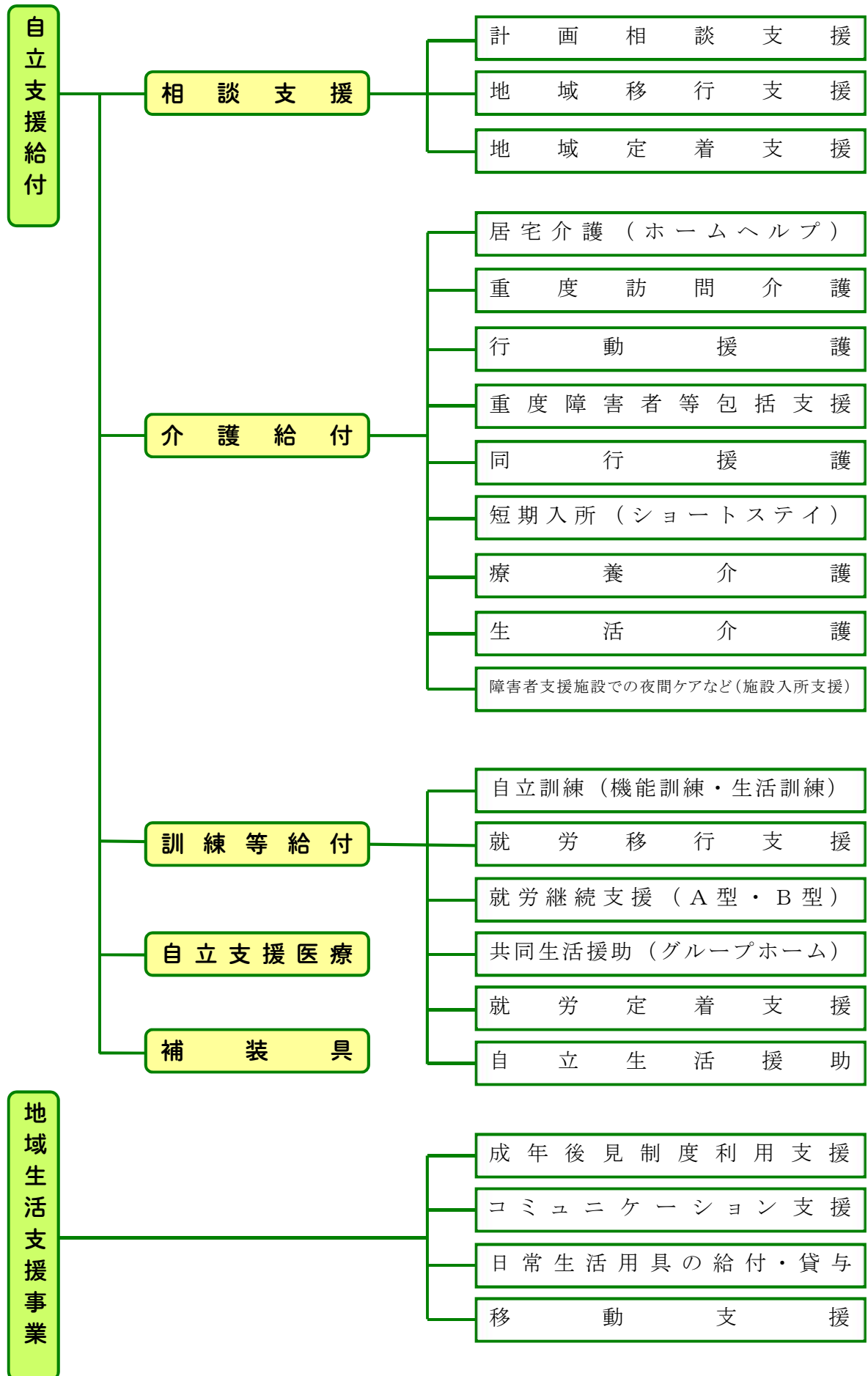
身体上の障がいを補うため必要な補装具の購入又は修理に要する費用について、補装具費を支給します。

(2) 地域生活支援事業

「地域生活支援事業」は、障害者総合支援法第77条において市町村が実施主体となる法定事業です。また、地域生活支援事業は、地域での生活を支えるさまざまな事業を地域の実情に応じて都道府県と連携しながら実施します。

「成年後見制度利用支援事業」「意思疎通支援事業（コミュニケーション支援）」「日常生活用具給付等事業」「移動支援事業」等は必須事業です。また、地域の実情に応じてその他の任意事業を実施します。

(3) 障害者福祉サービスの体系



6 障がい児を対象としたサービス

児童福祉法の一部改正により、障がい種別で分かれていた障害児施設について、通所による支援を「障害児通所支援（児童発達支援等）」、入所による支援を「障害児入所支援（障害児入所施設）」として、それぞれ一元化されました。

また、通所サービスの支給決定を身近な市町村に変更したことで、障害者総合支援法の居宅サービスと通所サービスの一体的な提供が可能となりました。

豊丘村

障害児通所支援

- 児童発達支援
- 医療型児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 保育所等訪問支援
- 居宅訪問型児童発達支援

障害児相談支援

長野県

障害児入所支援

- 福祉型障害児入所施設
- 医療型障害児入所施設

7 令和5年度の成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障がいのある人（以下「施設入所者」という。）のうち、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、令和5年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。

項目	数値	備考
施設入所者数 (A)	7人	令和元年度末時点の施設入所者数
【目標値】 地域生活移行者数 (B)	0人 (0.0%)	(A)のうち、令和5年度末までに地域生活へ移行する人数
新たな施設入所者数 (C)	0人	令和5年度までに新たに施設入所が必要な人数
令和5年度末時点の施設入所者数 (D)	7人	令和5年度末時点の利用人員 (A-B+C)
【目標値】 施設入所者削減見込 (E)	0人 (0.0%)	差し引き (A-D)

- 第6期計画期間中の地域生活への移行を目指した退所について、現時点では見込めない状況です。

(2) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を定めます。

項目	数値	考え方
令和5年度の年間一般就労移行者数	1人	令和5年度において施設を退所し、一般就労する者の数を、令和元年度実績（0人）の1.5倍以上とする。
令和5年度の年間就労移行支援事業の利用者数	1人	令和5年度の就労移行支援事業の利用者数を、令和元年度の利用者数（0人）から2割以上増加とする。

(3) 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児においては、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図ったうえで、南信州広域連合が各種行政・医療機関と連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制を構築し、障がいの疑いがある段階から身近な場所で支援できるようにすることが重要です。そのため、子ども・子育て支援事業計画との整合性を図りながら、地域における支援体制の構築等について目標を定めます。

① 児童発達支援センターの設置

児童発達支援センターは飯伊圏域で設置済みであり、早期の療育支援を進めるため関係機関との連携を図ります。

② 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

南信州広域連合地域自立支援協議会（以下「自立支援協議会」という。）内の「こども部会」を協議の場として設置しています。

また、飯伊圏域において医療的ケア児コーディネーターを1名配置しております。

③ 保育所等訪問支援を利用できる体制

飯伊圏域において、保育所等訪問支援を利用できる体制（事業所の開設）はできている状況です。

④ 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所や放課後等デイサービスの確保

児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保はできている状況です。

8 障害福祉サービスの見込み量と見込み量確保のための方策

(1) 訪問系サービス

サービスの概要

- **居宅介護（ホームヘルプ）**

自宅での入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯等の家事などのサービスを提供します。

- **重度訪問介護**

常時介護を必要とする重度の肢体不自由者や知的障がい者、精神障がい者が対象となります。自宅での入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯等の家事及び外出時の移動中の介護などを総合的に行うサービスを提供します。

- **同行援護**

視覚障がいにより移動に著しい困難がある人が対象となります。外出の同行及び外出時に必要となる排せつ・食事等の援護、その他必要な支援（代筆・代読含む。）を行います。

- **行動援護**

常時介護を必要とする重度の知的障がい者や精神障がい者が対象となります。危険を回避するために必要な支援や、外出時の移動中の介護などのサービスを提供します。

- **重度障害者等包括支援**

常時介護を必要とする障がい者等で介護の必要の程度が著しく高い場合に対象となります。居宅介護や短期入所などの障害福祉サービスを包括的に提供します。

サービスの見込み量

※ 1か月当たりの見込み量 ※『時間』は月間延べ利用時間（2年度は見込値、3年度から5年度は計画値です）

種類	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	216 時間	220 時間	220 時間	220 時間
	11 人	11 人	11 人	11 人
重度訪問介護	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間
	0 人	0 人	0 人	0 人
同行援護	26 時間	30 時間	30 時間	30 時間
	1 人	1 人	1 人	1 人
行動援護	164 時間	170 時間	170 時間	170 時間
	4 人	4 人	4 人	4 人
重度障害者等包括支援	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間
	0 人	0 人	0 人	0 人

見込み量確保のための方策

福祉施設から地域生活への移行や障がいのある人の地域生活を支えるうえで、訪問系サービスが中心的役割を担うと考えられます。そのため、適切な支給量となるように勘案し、過少または過多にならないように努めていきます。

(2) 日中活動系サービス

サービスの概要

● 生活介護

常時介護が必要な障がい者で、障害支援区分3（あわせて施設入所支援を利用する場合は区分4）以上、または年齢が50歳以上で、障害支援区分2（あわせて施設入所支援を利用する場合は区分3）以上の場合に対象となります。施設において、入浴、排せつ、食事等の介護などの日常生活上の支援や、創作的活動や生産活動の機会の提供などのサービスを提供します。

● 自立訓練（機能訓練）

地域生活を営むうえで、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な障がい者が対象となります。自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、自立訓練（機能訓練）事業所への通所や利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等のサービスを提供します。

● 自立訓練（生活訓練）

地域生活を営むうえで生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な障がい者が対象となります。自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、自立訓練（生活訓練）事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、入浴や排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練等のサービスを提供します。

● 就労移行支援

一般就労等を希望し、企業等への雇用または在宅就労等が見込まれる65歳未満の障がい者が対象となります。定められた期間、事業所における作業や、企業における実習、適性に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援等、就労・定着に必要な訓練、指導等のサービスを提供します。

● 就労継続支援（A型）

企業等での雇用が困難な場合で、就労継続支援事業所内において雇用契約に基づく就労が可能な障がい者が対象となります。一般就労に向け、必要な知識や能力の向上のために必要な指導や訓練等のサービスを提供します。

● 就労継続支援（B型）

企業等での就労経験があっても年齢や体力の面で雇用されることが困難となった障がい者や、就労移行支援を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかつたり、就労継続支援（B型）の利用が適切と判断された障がい者、50歳以上の障がい者、その他一般就労等が困難な障がい者が対象となります。雇用契約は締結せずに、就労の機会や生産活動の場、就労への移行に向けた支援等のサービスを提供します。

● 就労定着支援

生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を利用して一般就労した障がい者が対象となります。就労に伴う生活面の課題について、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や、障がい者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等のサービスを提供します。

● 療養介護

医療を要する障がい者で常時介護を要する場合に対象となります。主に昼間、病院その他の施設などで行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や日常生活上のサービスを提供します。

● 短期入所

介護者が病気の場合などの理由により、障害者支援施設等へ短期間の入所が必要な障がい者が対象となります。短期入所には、障害者支援施設等において実施できる福祉型短期入所と病院等において実施できる医療型短期入所があり、入浴、排せつ、食事等の介護などのサービスを提供します。

サービスの見込み量

※ 1か月当たりの見込量 ※『人日分』は月間延べ利用日数 (2年度は見込値、3年度から5年度は計画値です)

種類	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	486 人日分	500 人日分	500 人日分	500 人日分
	32 人	32 人	32 人	32 人
自立訓練(機能訓練)	0 人日分	0 人日分	0 人日分	0 人日分
	0 人	0 人	0 人	0 人
自立訓練(生活訓練)	0 人日分	0 人日分	0 人日分	0 人日分
	0 人	0 人	0 人	0 人
就労移行支援	20 人日分	20 人日分	20 人日分	20 人日分
	1 人	1 人	1 人	1 人
就労継続支援(A型)	123 人日分	130 人日分	130 人日分	130 人日分
	6 人	6 人	6 人	6 人
就労継続支援(B型)	328 人日分	330 人日分	330 人日分	330 人日分
	24 人	24 人	24 人	24 人
就労定着支援	0 人	0 人	0 人	0 人
療養介護	1 人	1 人	1 人	1 人
短期入所(福祉型)	2 人日分	2 人日分	2 人日分	2 人日分
	1 人	1 人	1 人	1 人
短期入所(医療型)	0 人日分	0 人日分	0 人日分	0 人日分
	0 人	0 人	0 人	0 人

見込み量確保のための方策

- 地域移行への促進や障害児通所支援からの移行に伴う、新たな利用者のニーズに対応できるよう、サービスの提供体制の確保に努めます。
- 一人ひとりの障がい特性や適性に応じたサービス利用を促進します。
- ニーズに合った見込量の確保のため、村内及び近隣市町村のサービス提供事業者と連携を図ります。

(3) 施設系サービス

サービスの概要

● 自立生活援助

施設入所支援または共同生活援助等を受けていた障がい者や、家族から独立し単身生活を希望する障がい者が対象となります。一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。

● 共同生活援助

地域で共同生活を希望する障がい者が対象となります。主に夜間、共同生活住居において、相談や入浴、排せつ、食事等の介護などの必要な支援を行います。

● 施設入所支援

生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援B型の利用者が対象となります。日中活動とあわせて主に夜間、施設において、入浴、排せつ、食事等の介護などの必要な支援を行います。

サービスの見込み量

※ 1か月当たりの見込み量 (2年度は見込値、3年度から5年度は計画値です)

種類	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	0人	0人	0人	0人
うち精神障がい者の利用	0人	0人	0人	0人
共同生活援助	17人	17人	17人	17人
うち日中サービス支援型共同生活援助	0人	0人	0人	0人
うち精神障がい者の利用	2人	2人	2人	2人
施設入所支援	7人	7人	7人	7人

見込み量確保のための方策

- 地域、関係機関が連携して障がい者が地域で自立して暮らしていける体制を確立していきます。
- 施設入所支援は、地域におけるセーフティネットの役割を担っており、そのニーズは依然としてあることから、グループホームや介護保険施設等との役割分担を明確にしなが、適切な支援の確保に努めます。
- ニーズに合った見込み量の確保のため、村内及び近隣市町村のサービス提供事業者と連携を図ります。

(4) 相談支援

サービスの概要

● 計画相談支援

障害福祉サービスを利用するために、障がいのある人の心身の状況、その置かれている環境等を勘案しサービス等利用計画を作成します。また、定期的なモニタリングを行い、サービス等利用計画を見直します。

● 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者が対象となります。住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与するサービスを提供します。

● 地域定着支援

居宅でかつ単身等の状況で生活する障がい者が対象となります。当該障がい者と常時連絡の取れる体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態において相談や見守りその他の便宜を供与するサービスを提供します。

サービスの見込み量

※ 1か月当たりの見込み量（2年度は見込値、3年度から5年度は計画値です）

種類	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	10 人	10 人	10 人	10 人
地域移行支援	0 人	0 人	0 人	0 人
うち精神障がい者の利用	0 人	0 人	0 人	0 人
地域定着支援	0 人	0 人	0 人	0 人
うち精神障がい者の利用	0 人	0 人	0 人	0 人

見込み量確保のための方策

障がい者一人ひとりに合った適切なサービス利用計画が作成されるように、相談支援事業所との連携強化に努めます。

サービスの概要

● 児童発達支援

未就学の障がい児が対象となります。日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

● 医療型児童発達支援

上・下肢または体幹に障がいがある未就学の児童が対象となります。児童発達支援及び治療を行います。

● 放課後等デイサービス

就学している障がい児が対象となります。学校の授業終了後や休校日に、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行います。

● 保育所等訪問支援

保育園・幼稚園・小学校等に通う障がい児が対象となります。事業者がその施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的支援等を行います。

● 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等により外出が困難な障がい児が対象となります。居宅を訪問して発達支援を行います。

● 福祉型児童入所支援

施設に入所している障がい児が対象となります。保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行います。

● 医療型児童入所支援

施設に入所又は指定医療機関に入院している障がい児が対象となります。保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行います。

● 障害児相談支援

障害児通所支援等を利用するために、障がい児の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し障害児支援利用計画を作成します。また、定期的なモニタリングを行い、障害児支援利用計画を見直します。

● 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター

医療的ケアが必要な障がい児の総合的な支援体制構築に向けて、関係機関との連携や支援を調整するコーディネーターを配置します。

サービスの見込み量

※ 1か月当たりの見込み量 ※『人日分』は月間延べ利用日数 (2年度は見込値、3年度から5年度は計画値です)

種類	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	27 人日分	44 人日分	44 人日分	44 人日分
	2 人	2 人	2 人	2 人
医療型児童発達支援	0 人日分	0 人日分	0 人日分	0 人日分
	0 人	0 人	0 人	0 人
放課後等デイサービス	180 人日分	200 人日分	200 人日分	200 人日分
	15 人	16 人	16 人	16 人
保育所等訪問支援	0 人日分	0 人日分	0 人日分	0 人日分
	0 人	0 人	0 人	0 人
居宅訪問型児童発達支援	0 人日分	0 人日分	0 人日分	0 人日分
	0 人	0 人	0 人	0 人
福祉型児童入所支援	0 人	0 人	0 人	0 人
医療型児童入所支援	0.1 人	0.1 人	0.1 人	0.1 人
障害児相談支援	3 人	3 人	3 人	3 人
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	0 人	0 人	0 人	0 人

見込み量確保のための方策

- 障がい児の療育的支援のニーズは高く、今後も児童発達支援や放課後等デイサービスなどの充実に向けた取組みを進めます。
- 障害児通所支援から障害福祉サービスへ円滑に移行できるよう、サービス提供体制を整えます。

(6) 発達障害児等支援



国の基本指針では、発達障がい児等の支援について成果目標は示されていませんが、各都道府県や各市町村において、活動指標としてペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数、ペアレントメンターの人数、ピアサポートの活動への参加人数を設定することとされています。

サービスの概要

● 発達障がい児及び家族等への支援

発達障がい児の家族を対象に、障害児の行動を理解し、対応方法を考えること等を目的とした保護者向け学習会やペアレントトレーニングの機会を確保します。

● ペアレントメンター事業

現在、発達障がい児を養育している中であって様々な不安を持つ保護者に対して、発達障害児を育ててきた保護者が、同じ立場から情報提供や助言等を行うペアレントメンターの取組を進めます。

● ピアサポート活動

発達障がいのある当事者同士が集い、交流することで、情報交換や意見交換が行えるピアサポート活動を進めます。

サービスの見込み量

現在、豊丘村において利用されている方はおりませんが、飯伊圏域における基本整備の促進に合わせ、豊丘村においても各人材の育成に向けて、今後取り組んでいきます。

※ 1年当たりの見込み量 (2年度は見込値、3年度から5年度は計画値です)

種類	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	0 人	0 人	0 人	0 人
ペアレントメンターの人数	0 人	0 人	0 人	0 人
ピアサポートの活動への参加人数	0 人	0 人	0 人	0 人

見込み量確保のための方策

- 現在、飯伊圏域において課題等を共有し、支援に向けて基本的な整備方針の検討を進めております。

【ペアレントトレーニング】

- 子どもの行動変容を目的として、親がほめ方や指示などの具体的な養育スキルを獲得すること

【ペアレントプログラム】

- 育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを支援するプログラム

【ペアレントメンター】

- 自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親

【ピアサポート】

- 同じ症状や悩みを持ち、同じような立場にある仲間が、体験を語り合い、回復を目指す取り組み

9 地域生活支援事業

(1) 必須事業

事業の概要

● 成年後見制度利用支援事業

自己の判断において障害福祉サービスを利用することが困難な知的障がい者または精神障がい者が対象となります。申し立てに要する経費や後見人の報酬の一部助成により、成年後見制度の利用を支援することで障がいのある人の権利擁護を図ります。

● コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者に、手話通訳者、要約筆記者などの派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

● 日常生活用具給付等事業

障がい者に対し、毎日の暮らしの手助けとなる日常生活用具を給付することにより日常生活の便宜を図ります。

① 介護・訓練支援用具

特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす、訓練用ベッドエアーマット

② 自立生活支援用具

入浴補助用具、便器、頭部保護帽、T字状・棒状のつえ、移動・移乗支援用具、特殊便器、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障がい者用屋内信号装置、テーブルリフト、電動ページめくり装置、環境制御装置、音声標識ガイド装置

③ 在宅療養等支援用具

透析液加温器、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、盲人用体温計（音声式）、盲人用体重計、パルスオキシメーター

④ 情報・意思疎通支援用具

携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障がい者用ポータブルレコーダー、視覚障がい者用活字文書読上げ装置、視覚障がい者用拡大読書器、盲人用時計、聴覚障がい者用通信装置、聴覚障がい者用情報受信装置、人工喉頭、点字電子手帳、視覚障がい者用音声読書機、デジタル録音図書読書機、パーソナルコンピュータ用特殊入力装置、携帯用会話補助装置専用大型キーボード

- ⑤ 排せつ管理支援用具
 ストマ用装具（蓄便袋・蓄尿袋）、紙おむつ、収尿器

- ⑥ 居宅生活動作補助用具
 障がい児者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの

● **移動支援事業**

屋外での移動が困難な障がい者について、外出や余暇活動等の支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。

各年度における事業量の見込み

※ 年間の見込量（2年度は見込値、3年度から5年度は計画値です）

種類	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	1 人	1 人	1 人	1 人
コミュニケーション支援事業	2 人	2 人	2 人	2 人
	7 件	10 件	10 件	10 件
日常生活用具給付等事業				
介護訓練支援用具	1 件	1 件	1 件	1 件
自立生活支援用具	4 件	4 件	4 件	4 件
在宅療護等支援用具	2 件	2 件	2 件	2 件
情報・意思疎通支援用具	3 件	3 件	3 件	3 件
排せつ管理支援用具	150 件	150 件	150 件	150 件
居宅生活動作補助用具	1 件	1 件	1 件	1 件
移動支援事業（1か月当たり）	15 人	15 人	15 人	15 人
	260 時間	260 時間	260 時間	260 時間

見込み量確保のための方策

- いいだ成年後見支援センターと連携することで、成年後見制度の適切な利用を促します。
- 聴覚障がい者の社会活動等を支援するため、飯田保健福祉事務所と連携し、手話通訳者・要約筆記者の派遣体制の充実に努めます。
- 日常生活用具給付等事業については、障がいのある人が安定した日常生活を送るため、障がい特性に合わせた適切な用具を給付、貸与します。また、利用者の要望等を踏まえ用具の品目、基準額や耐用年数等の見直しを適切に行います。
- 移動支援事業については、事業のニーズ等を把握し、適切なサービスが利用できるよう、事業者と連携していきます。

(2) 任意事業

事業の概要

● 日中一時支援事業

障がいのある人の日中における活動の場を確保し、また、障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な休息（レスパイト）等のために支援を行います。

● 自動車運転免許取得費助成事業

自動車免許取得に要した費用の一部を助成します。

● 自動車改造費助成事業

自動車改造に要した費用の一部を助成します。

● 福祉車両助成事業

福祉車両の購入及び改造に要した費用の一部を助成します。

各年度における事業量の見込み

※年間の見込量（2年度は見込値、3年度から5年度は計画値です）

種類	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業（1か月当たり）	3 人	3 人	3 人	3 人
	130 時間	130 時間	130 時間	130 時間
自動車運転免許取得費助成事業	0 人	0 人	0 人	0 人
自動車改造費助成事業	0 人	1 人	1 人	1 人
福祉車両助成事業	0 人	1 人	1 人	1 人

見込み量確保のための方策

- 利用者のニーズを的確に把握し、適正な事業実施に努めます。

資料 1 障がい児者の状況

(1) 身体障がい児者の状況

豊丘村内の身体障害者手帳交付 年齢構成別の推移 (人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
18 歳未満	5	6	6
18～64 歳	49	46	44
65 歳以上	255	256	245
計	309	308	295

(各年度 3 月 31 日時点)

豊丘村内の身体障害者手帳交付 等級別の推移 (人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
1 級	63	75	66
2 級	34	31	34
3 級	74	67	65
4 級	69	69	67
5 級	28	28	26
6 級	41	38	37
計	309	308	295

(各年度 3 月 31 日時点)

豊丘村内の身体障がい種別及び年齢構成別の推移

(人)

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
視覚障がい	18 歳未満	1	1	1
	18～64 歳	1	2	2
	65 歳以上	10	9	9
	計	12	12	12
聴覚・平衡機能障がい	18 歳未満	1	2	2
	18～64 歳	0	0	0
	65 歳以上	34	32	29
	計	35	34	31
音声・言語・そしゃく機能障がい	18 歳未満	0	0	0
	18～64 歳	1	1	1
	65 歳以上	5	5	6
	計	6	6	7
内部障がい	18 歳未満	1	1	0
	18～64 歳	15	13	12
	65 歳以上	51	59	57
	計	67	72	69
肢体不自由	18 歳未満	2	2	3
	18～64 歳	32	30	29
	65 歳以上	155	151	144
	計	189	183	176
合 計	18 歳未満	5	6	6
	18～64 歳	49	46	44
	65 歳以上	255	256	245
	計	309	308	295

(各年度 3 月 31 日時点)

(2) 知的障がい児者の状況

豊丘村内の知的障がい児者 年齢構成別の推移 (人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
18 歳未満	20	19	19
18～64 歳	50	48	47
65 歳以上	2	2	2
総 数	72	69	68

(各年度 3 月 31 日時点)

豊丘村内の知的障がい児者 程度別の推移 (人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A1 判定	21	20	21
A2 判定	2	2	2
B1 判定	14	15	15
B2 判定	35	32	30
総 数	72	69	68

(各年度 3 月 31 日時点)

(3) 精神障がい児者の状況

豊丘村内の精神障がい児者 等級別の推移 (人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
1 級	15	19	21
2 級	10	10	12
3 級	1	1	1
総 数	26	30	34

(各年度 3 月 31 日時点)

資料2 第6期 飯伊圏域障害福祉計画・第2期 障害児福祉計画

1 現状

(R2.5.1)

圏域内総人口 (R2.4.1)	154,591 人	小学校	43 校	
身体障がい者・児数(R2.3 末)	8,208 人	中学校	22 校	
知的障がい者・児数(R2.3 末)	1,597 人	義務教育学校	1 校	
精神障がい者・児数(R2.3 末)	1,225 人	特別支援学校	1 校	
重症心身障がい者・児数(R2.3 末)	101 人	児	小学部	55 人
小児慢性特定疾病受給者数(R2.3 末)	166 人	童	中学部	42 人
特定医療費等受給者数(R2.3 末)	1,000 人	生	高等部	76 人
発達障がいと診断・判定を受けた児童生徒数(小中学校)(R2.8)	548 人	徒	訪問教育対応者	7 人
医療的ケア児数 (R31.4)	31 人	数	重度重複学級在学者	18 人

※1 障がい者・児数は、手帳所持者

2 特性・施策の方向性等

飯伊地域は、大阪府、香川県を上回る広大な地域に約 15 万人が散在し、多くの過疎地域を抱える地域です。過疎化の進行等により、障がい者・児を支える地域力が低下しており、障がい者・児が安心して地域で生活を送れるよう障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、行政・サービス事業者等が連携して、充実した適切なサービスを提供していくことが一層必要となっています。

障がいの種別に関わらず、障がいがある人が必要とするサービスを利用できるようサービスの充実を図るとともに、障がい者・児が社会の一員として地域で社会参加できるよう地域生活支援を促進します。

3 成果目標

目標	基準となる数値	目標割合	目標値(令和5年度)
施設入所者の地域生活への移行者数	242 人(R1年度末入所者数)	のうち 7.4%	18 人移行
施設入所者の減少数	242 人(R1年度末入所者数)	のうち 5.0%	12 人減少
福祉施設から一般就労への移行者数	11 人(R1年度)	のうち 2.27 倍増	25 人移行
就労移行支援から一般就労への移行者数	6 人(R1年度)	のうち 2.00 倍増	12 人移行
就労継続支援A型から一般就労への移行者数	3 人(R1年度)	のうち 1.67 倍増	5 人移行
就労継続支援B型から一般就労への移行者数	2 人(R1年度)	のうち 3.50 倍増	7 人移行
目標	目標内容(令和5年度)		
就労移行支援等から一般就労移行者のうち就労定着支援の利用者と割合	6 人 (24%)		
就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所数と割合	2 箇所 (100%)		
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	整備数 1 箇所 運用状況の検証等 年 2 回		
児童発達支援センターの設置	現施設を中心に必要に応じて体制強化		
保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	現施設を中心に必要に応じて体制強化		
主に重度心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	現施設を中心に必要に応じて体制強化		
主に重度心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	現施設を中心に必要に応じて体制強化		
医療的ケア児支援のための協議の場の設置とコーディネーターの配置	圏域単位で設置 コーディネーター1 人配置		
相談支援体制の充実・強化等	圏域を単位に体制を確保		

4 活動指標及び基盤整備

(年度)

(年度)

活動指標 サービス名(※1)	単位	R1 (実績)	R3 (見込)	R4 (見込)	R5 (見込)
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度包括支援	時間分	3,789	4,441	4,269	4,320
生活介護	人日分 ※2	9,302	9,599	9,841	9,933
自立訓練(機能訓練)		17	17	17	17
自立訓練(生活訓練)		311	357	342	342
就労移行支援		293	333	351	369
就労継続支援(A型)		2,596	2,913	3,042	3,168
就労継続支援(B型)		5,792	6,429	6,760	6,992
就労定着支援	人分	0	4	4	4
療養介護	人分	17	17	17	17
短期入所(福祉型)	人日分	426	420	439	455
短期入所(医療型)	人日分	4	4	4	6
自立生活援助	人分	0	1	2	3
うち精神障がい者		0	1	2	3
共同生活援助		287	294	297	302
うち日中サービス 支援型共同生活援助 うち精神障がい者		78	82	84	86
地域生活支援拠点等 (※3)	箇所回数	1	1	1	1
施設入所支援	人分	242	239	237	230
計画相談支援		825	832	839	844
地域移行支援		0	1	2	3
うち精神障がい者		0	1	2	3
地域定着支援		1	1	2	3
うち精神障がい者		1	1	2	3
児童発達支援	人日分	817	819	807	815
医療型児童発達支援		0	0	0	0
放課後等 デイサービス		4,346	4,863	4,945	5,025
保育所等訪問支援		8	21	21	21
居宅訪問型児童発達 支援	人分	2	10	10	10
福祉型障害児入所 施設	人分	0	0	0	0
医療型障害児入所 施設	人分	12	12	11	12
障害児相談支援	人分	370	382	388	394
医療的ケア児コーディネーター 配置人数	人	1	1	1	1
ペアレントトレーニング 等の受講者数(※4)	人/年	-	23	23	23
ペアレントメンターの人数 (※4)	人/年	-	5	5	5
ピアサポートの活動への 参加人数(※4)	人/年	-	80	80	80

基盤整備 サービス名	単位	R1 (実績)	R3 (見込)	R4 (見込)	R5 (見込)	
生活介護	事業所数	21	21	21	21	
自立訓練 (機能訓練)		0	0	0	0	
自立訓練 (生活訓練)		3	3	3	3	
就労移行支援		8	5	5	5	
就労継続支援(A型)		7	7	7	7	
就労継続支援(B型)		18	17	17	17	
就労定着支援		0	1	2	2	
療養介護		0	0	0	0	
短期入所(福祉型)		15	15	15	15	
短期入所(医療型)		0	0	0	0	
自立生活援助		0	0	0	0	
共同生活援助		住居数	65	65	65	65
うち日中サービス支援 型共同生活援助			1	1	1	1
施設入所支援		事業所数	8	8	8	8
特定相談支援	27		27	27	27	
一般相談支援 (地域移行支援)	4		4	4	4	
一般相談支援 (地域定着支援)	4		4	4	4	
児童発達支援	6		7	7	7	
医療型児童発達 支援	0		0	0	0	
放課後等 デイサービス	22		23	23	23	
保育所等訪問支援	1		2	2	2	
居宅訪問型児童 発達支援	0		1	1	1	
福祉型障害児入所施設	0		0	0	0	
医療型障害児入所施設	0		0	0	0	
障害児相談支援	17	18	18	18		

- ※1 活動指標 サービス名:市町村での支給決定量等を基本とした1月当たりのサービス量
- ※2 活動指標 人日分:1人の1月当たりのサービス利用日数を算出し、利用者全員分を合計したサービス量
- ※3 地域生活支援拠点等の箇所数と1年間の検証等の回数
- ※4 発達障がい者等及びその家族への支援として1年間に見込む人数※

資料3 豊丘村障害者計画等策定委員会委員

関係機関・団体名／役職名	氏名	備考
社会福祉法人信濃こぶし会 / 理事長	高本 隆光	委員長
社会福祉法人豊丘村社会福祉協議会 / 会長	篠塚 実	副委員長
豊丘村身体障害者福祉協会 / 会長	神谷 敏彦	
豊丘村手をつなぐ育成会 / 会長	北澤 文子	
障がい児を持つ親の会「どんぐりの会」 / 会長	原 知登子	
豊丘村民生児童委員協議会 / 会長	片桐 茂房	
豊丘村民生児童委員協議会 / 主任児童委員	松尾 恵子	
豊丘村教育委員会 / 教育長	壬生 英文	

【事務局】

豊丘村健康福祉課 / 課長	宮島 しずか	
豊丘村健康福祉課福祉係 / 係長	小椋 一弘	
豊丘村健康福祉課介護保険係 / 社会福祉士	片桐 大寿	

豊丘村障害者計画
第6期豊丘村障害福祉計画・第2期豊丘村障害児福祉計画
 令和3年〇月

豊丘村 健康福祉課 福祉係

〒399-3295 長野県下伊那郡豊丘村大字神稲3120番地

電 話 0265-35-9060

FAX 0265-35-5115